

「地区協議会」の教区機構における位置について

司教 大塚喜直

三重カトリック協議会から、「地区協議会」の教区機構における位置についての問い合わせがありました。ここにその回答をします。また、他の地区でも参考になるかと思い、全地区、「ブロック」にお送りします。参考にしてください。

1. 5つの地区協議会の発足

京都教区は、教区創立当初から地理的に5つの地区に分かれて統括されていました。

そして、いつしか各地区には、それぞれ地区内の小教区の連合体を組織し、たとえば「**信徒連合会」などの名称で地区ごとの固有の活動をしていました。

1997年、これら教区内の5つの地区にあった組織の名称を「**協議会」に統一されました。

京都北部カトリック協議会 京都南部カトリック協議会 奈良カトリック協議会 滋賀カトリック協議会 三重カトリック協議会
--

2. 「教区カトリック協議会」の発足(1998年から2003年まで)

1997年、田中司教様の時代に設立された「教区宣教司牧評議会」は司教交代で消滅していました。そのかわり、1998年大塚司教によって、京都教区内の5地区の各地区協議会の活動を統合するために、「教区カトリック協議会」が設立されました。

教区協議会設立の根本的な発想は、すでに地区協議会の充実した活動があつてはじめて教区全体の福音宣教活動を推進する場を設ける必要があるというものでした。

その目的は、規約に次のように明記されました。

『第2条 教区協議会は、司教区全体が一つになって福音宣教を推進するための機関として設立される。この教区協議会、信徒・修道者・司祭がともに協力して地域社会への福音宣教の主体となるべく京都教区内の5地区(京都北部、京都南部、滋賀、奈良、三重)に設置されている各地区協議会の活動を統合する。』

教区協議会の主な任務としては、福音宣教に関する情報を広く共有した上で、教区の福音宣教活動を活性化するために、各地区協議会で検討された全信徒の意見を吸い上げ、それらを共通の実行課題へと高めていくということをまず想定しました。そして、教区全体の運動や行事については教区協議会がその実行機関となって実現していくというものです。

(任務)

『第3条 教区司教が主宰する教区協議会は、世界、特にアジア、及び日本の福音宣教に関する情報を共有し、京都教区全体で取り組むべき事柄に関して発議・討議し、決議する。さらに決議された事項の中で、必要ならば教区協議会が実行機関となる。』

3. 「教区カトリック協議会」から「教区宣教司牧評議会」へ移行

2004年「教区カトリック協議会」は「カトリック京都司教区宣教司牧評議会」(略称;「教区評議会」と称して再出発しました。その教区評議会の位置は、ほとんど教区協議会を継承しました。

(設 立)

第 2 条 「教区評議会」は、1998 年3月 14 日に京都司教区全体が一つになって福音宣教を推進するための機関として設立された「教区カトリック協議会」を継承し、京都司教区が推進する共同宣教司牧の精神と活動に適合するため、カトリック教会法 511 条から 514 条に規定される『司牧評議会』に準じて、設立される。

2 「教区評議会」の規約は、前項で示された教会法が規定する『司牧評議会』の諸規定に基づいて、以下に定められる。

(目 的)

第 3 条 「教区評議会」は、『教区司教の権威のもとに、教区における宣教司牧活動に関する事柄を研究・検討し、それについての実際的な結論を提示することをその目的とする』(教会法 511 条)。

(任 務)

第 4 条 「教区評議会」は、地区協議会、および共同宣教司牧ブロックと連携し、教区司教が諮問する事柄について答申すると共に、積極的に司教区全体で取り組むべき事柄について審議する。

2 「教区評議会」は、評議された事柄の中で、必要ならば司教から委託された事柄を執行する。

(1) 移行の理由

① 共同宣教司牧による、地区内のブロック化の完了

1998年の「教区協議会」発足当時はまだ、すべての小教区は共同宣教司牧ではありませんでしたが、2001年4月からすべての小教区が共同宣教司牧(14ブロック)になり、どの地区にもブロックの単位ができました。

すると、「地区協議会」は、それまでの小教区の「連合体」という性格と同時に、2つまたは3つ、4つの「ブロック」の集合体になりました。

② 「ブロック」の動きの定着

それぞれの共同宣教司牧ブロックが、ブロックとしての動きを徐々に推進していく中で、「地区協議会」は「教区協議会」との関係と、「ブロック」と「小教区」との連携という2重3重の関係に置かれることになり、そのための煩雑な情報交換や意見集約に時間と手間(会議)がかかるという事態になりました。

③ 「小教区規約改正」の方針と、「小教区評議会」の設置

京都教区の全小教区での『共同宣教司牧』推進のために、その理念と精神を教会共同体として組織的に表現するという趣旨で、教区共通となる小教区規約指針を作成することになりました。(結果、4年の時間をかけて、2007年12月にすべての小教区の「小教区評議会規約」が承認されました。

そこでは、小教区内の動きを統括する機関を、教会法に従って、「評議会」とすることになりました。そこで、「教区協議会」も、「評議会」に改変することにしました。

④ 「教区評議会」の構成

(構成)

第 5 条 教区司教が招集し、主宰する「教区評議会」は、次の者によって構成される。

1. 司教総代理
2. 司教区本部事務局長
3. 各地区の地区長(司祭)、またはその代理者
4. 共同宣教司牧ブロックを代表する信徒1名
5. 「カトリック京都司教区・女子奉献生活者の会」の代表者 2 名
6. 司教が招集する司教区の委員会・諸活動団体等の代表者

「教区評議会」の評議員構成は、上記のように、「**地区**」からは**地区長かその代理**、「ブロック」の代表としました。もし、地区協議会で代表の信徒を置いている地区は、その方が「ブロック」代表を兼ねて参加してくださいと便宜です。

これによって、地区としての動きが教区の中で消滅したわけではありませんが、教区とブロックが直接に意思疎通を行い、各地区協議会を経由する会議の煩雑さを減少し、かつ教区の共同宣教司牧の動きをより効率よくブロックを単位とした活動になりました。

⑤ 「ブロック」からの提案が可能

「教区評議会」の目的は、宣教司牧活動に関する事柄を研究・検討し、それについての実際的な結論を提示することですが、司教に議案を提出するのが地区協議会からではなく、「ブロック」からも可能となりました。

⑥ 地区協議会の役割

そうすることによって、地区の「協議会」はそれまで以上に、地区固有の宣教課題に取り組む主体になり、より自由に活動に専心できるようになりました。

1. 地区は「地区」として、「ブロック」の集合体という性格を生かして、宣教司牧活動の企画実行主体の役割を担う。そのため、地区の会計単位をもち、運営する・
2. 地区協議会の活動の例
 - ・地区の宣教課題への独自の取り組み(例、外国人信徒への対応、青少年司牧など)
 - ・地区企画のイベント(ウォーク、講演会、運動、地区大会など)
 - ・地区の研修、講座の企画(聖書講座、典礼研修会)
 - ・司教に依頼する「地区合同堅信式」
 - ・教区から依頼される「国際ファミリーデー」の企画実行 など。

以上。